

中国における商標登録取消審判の 概要と中国商標法41条1項に 関する 近時の問題点

○ Dayup Intellectual Property Co., Ltd. 商標代理人 王 小青
早稲田大学非常勤講師 弁理士 森 智香子

1、はじめに

中国商標法41条1項の取り扱いに関する問題が中国で話題となっている。中国商標法41条1項は登録取消に関する規定である。

本稿では、実務上重要であるにもかかわらず、日本では取り上げられる機会が少ない中国商標法41条に基づく商標登録の取消審判手続（日本でいう「無効審判手続」）の概要を紹介し、併せて中国商標法41条1項に関する近時の問題点についても触れる。

2、中国における登録商標取消審判手続に関する概要

（1）関連機関

商標評審委員会(Trademark Review and Adjudication Board。通称「TRAB」)が商標登録取消審判の審理を行う。商標評審委員会は、中華人民共和国商標工商行政管理総局に属し、

登録商標の取消審判の他、拒絶不服審判の審理なども行う機関である。商標評審委員会は、審理を行う6つの部門があり、約100名の期限付き審査官（中国では、商標局で審査を行う者も、商標評審委員会で審理を行う者も共に「審査官」と呼ばれる）を含む、170名前後の組織である（本稿執筆時である2010年3月の情報による）。

（2）審理の方法など

表1は、審理の方法などの取消審判に関する基本的事項をまとめたものである。参考として、日本の無効審判制度に関する情報も記載した。

次に表1に記載した内容のうち、日本の無効審判制度とは異なる、中国における商標登録取消審判の特徴と思われる点をいくつか紹介する。

表1 取消審判の審理の方法

	中国(取消審判)	日本(無効審判)
審理の手法	原則、書面審理。例外、口頭審理（中国商標審判規則4条）	原則、口頭審理。例外、書面審理
忌避の制度	有り（中国商標審判規則7条、中国商標法实施条例9条）	有り
合議体	・原則は、3名以上の奇数の審査官による審理。例外、1名で審査される場合有り * 本文中の(a)参照 ・多数決 (中国商標審判規則6条及び同24条)	・3人又は5人 ・多数決
審判における和解・調停の制度の有無	有り (中国商標審判規則8条) * 本文中の(b)参照	無し
著名商標認定	有り * 本文中の(c)参照	無し
早期審理	有り * 本文中の(d)参照	無し

(a)単独の審査官による審理

審判請求について審理をする理由がないと認められる場合、商標評審委員会は審判を終了する（商標評審委員会は決定を下すのではなく、審判の終了通知を行う）。この場合、審理は単独の審査官により行われる。審判請求について審理をする必要がない場合とは、例えば審判請求人から取下書が提出された場合などである。

(b)調停

中国商標審判規則8条は、「社会公共の利益、第三者の権利を考慮する前提で、当事者の間で自ら書面により和解に達成することもでき、商標評審委員会が調停することもできる。」と規定する。通常、審査官が当事者の為の合意書類の作成をしたりすることはないが、取消審判の取り下げまで審理を猶予する場合がある。

(c)馳名商標の認定

馳名商標（ちめいしょうひょう）とは、「中

国国内で関連公衆に広く認知されている商標」を言う（著名商標の認定及び保護規定、最高人民法院の馳名商標保護に関連する民事紛争案件審査の法律適用の若干問題に関する解釈（法釈〔2009〕3号））。商標登録取消審判において、馳名商標の認定に必要な書類を提出し、馳名商標の認定が受けられる場合がある。

(d)早期審理制度

審判請求の結論（権利の確定）が、裁判や出願人の経済などに多大な影響がある場合（侵害訴訟が提起されている場合等）、実務上、早期審理が認められるケースがある。

(3) 取消審判手続の流れ及び手続

図1は、取消審判手続の流れを示すものである。図中の①～④は、商標評審委員会における手続である。①～④の各手続について、表2で説明を加えた。

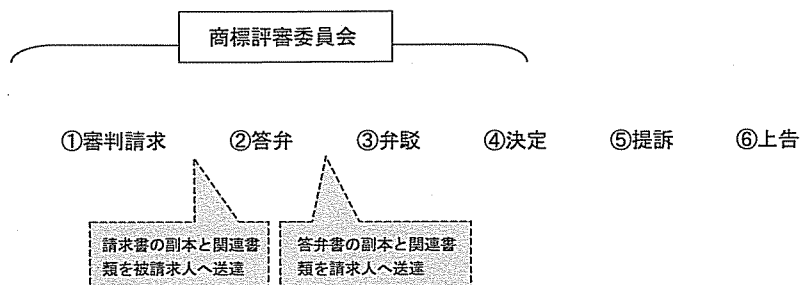


図1 手続の流れ

なお、④の決定に不服がある場合には、北京第一中級人民法院（人民法院は、日本でいう裁判所）に対して訴えを提起することができる（図

1中の⑤）。また、北京第一中級人民法院の判断に不服がある場合には、北京高級人民法院に対し上訴することができる（図1中の⑥）。

表2 取消審判の手続

手続	説明
①審判請求	● 審判請求書、商標公告の写しを提出（必要な場合は、委任状） ● 審判請求書には、明確に審判請求で求める事項を記載し、さらに、根拠となる事実、理由及び根拠条文等を記載 ● 官庁手数料：RMB1500 ＊ 日本円で約1万9500円。1元を13円で換算。
②答弁	● 審判請求から3ヶ月以内に関連資料の補充可能 ● 審判請求書の副本を受領日から30日以内に答弁可能 ● 3ヶ月以内に関連資料の補充可能 ● 商標評審委員会が必要と認める場合、口頭審理が開かれる場合有り
③弁駁	● 答弁書の副本受領日から30日以内に、請求人は弁駁可能
④決定	● 商標評審委員会は決定を下す ● 登録が取り消された商標は、その商標の排他権が初めから存在しなかったものとみなされる

（4）登録取消理由と審判請求に対する制限

登録取消理由によって、請求主体や請求期限に関する要件が異なる。この点について、表3にまとめた。

中国商標法10条（国家の名称など登録できない商標）、同11条（識別力欠如）、同12条（立体的商標に関する登録要件を満たさない）といっ

た公益性が高い規定に反する場合や詐欺的手段又はその他の不正手段により登録された商標という理由に基づく場合を除き、主体又は時期的な制限（要件）が存在する。

3、中国商標法41条1項に関する近時の問題点

中国商標法41条1項は、次のように規定する。

表3 主体及び時期的要件

登録取消理由	請求主体	請求期限	請求期限に関する例外
商標法10条（国家の名称など登録できない商標）、同11条（識別力欠如）、同12条（立体商標に関する登録要件を満たさない）	何人も	なし	—
詐欺的手段又はその他の不正な手段により登録された商標	何人も	なし	—
商標法13条（著名商標を理由とする不登録事由）、同15条（代理人などの不正登録）、同16条（地理的標章の保護）、同31条（先行商標）違反	利害関係人	登録から5年	悪意による著名商標の登録の場合、その真の所有者に対しては5年の制限はない
上記の状況のほか、既に登録された商標について係争がある場合（商標法実施条例28条、同29条）	利害関係人	登録から5年	—

「登録された商標が10条、11条、12条の規定に違反しているか、又は詐欺的な手段若しくはその他の不正な手段で登録を取得したときは、商標局は当該登録商標を取り消す。その他如何なる組織又は個人も、商標評審委員会にそのような登録商標を取り消す裁定を請求することができる。」（下線は筆者らによるもの）。

「詐欺的な手段若しくはその他の不正な手段で登録を取得したとき」の解釈については諸説あり、裁判所と商標評審委員会とで判断が分かれる場合がみられることから、近時間問題となっている。代表的な見解として、次の（1）と（2）がある。

（1）詐欺的な手段若しくはその他の不正な手段（出願書類その他の書類の偽造等）で登録を取得し、かつ、中国商標法10条、11条、12条に違反する必要があるとする説（裁判官や学者を中心に多い見解）

詐欺的な手段若しくはその他の不正な手段（出願書類その他の書類の偽造等）で登録を

取得し、かつ、中国商標法10条（国家の名称など登録できない商標）、11条（識別力欠如）、12条（立体商標に関する登録要件）のいずれかの規定に違反する場合に限り、中国商標法41条1項の適用を認めるという説がある。この説によると、中国商標法41条1項の「又は」は「かつ」のように解釈され、後述する（2）の見解に比べ、適用されるケースが限定される。

北京第一中級人民法院の元裁判官である弁護士張広良氏は、著名商標の保護の範囲を超えて保護を与えるべきではないとし、上記の立場を取る。

また、中国人民大学の教授である劉春田氏も、中国商標法41条が審判請求に5年の期限を掲げている以上、それで十分であり、期間内に何らの手続取られていない場合、法による保護は困難であるとし、適用範囲を限定する、（1）の立場を取る。

続いて、商標評審委員会の判断に多く見られるより広範な適用を認める見解を紹介するが、

商標評審委員会の決定に対して最終的な判断を行う人民法院であり、(1)の見解は有力である(近時、商標評審委員会も、中国商標法41条1項の適用についてより慎重になってきているとも言われている)。

(2) 詐欺的な手段若しくはその他の不正な手段で登録を取得に該当すれば足りるとする説(商標評審委員会や実務家の間で多く見られる見解)

詐欺的な手段若しくはその他の不正な手段で登録を取得に該当する限り、中国商標法10条、11条、12条に違反して登録されたものであるか否かを問わないという説がある。

商標評審委員会は、基本的にこの立場を取ると言われており、事実を偽り、欺瞞があり、出願書類などの書類を偽造したと認められる場合には、中国商標法41条1項の適用を認める傾向にある。

広く中国商標法41条1項の適用を認める理由として、大きく次の2つの理由が指摘されている。

(i) 詐欺的な方法で登録された商標について、中国商標法10条、11条、12条のいずれにも該当しない場合は、著名商標である場合を除き、登録から5年を経過した後は、登録を取り消すことができないという問題が生じる(見解(1)に対する問題点の指摘)(表3参照)。

(ii) 他人の商標を意図的に真似し登録したのは明白であるが、他の規定(中国商標法15条、16条、31条等)に該当しない場合には、登録を取り消すことができないという問題が生じる。

(2)の説は、上記(i)(ii)のような実務における問題の解決を図ることができ、商標評審委員会の他、実務家を中心に支持をする声が少なくない。

4、終わりに

本稿では、中国における登録取消審判制度の概要について紹介し、中国商標法41条1項に関する問題点について触れた。本稿執筆時点において、中国では商標法改正の検討が行われており、上記問題についても解決されることが望まれる。末筆ながら、本稿の執筆にご協力いただいた特許業務法人朝日特許事務所の大家千秋弁護士に御礼申し上げたい。IP

中国知的財産

China Intellectual Property

第25号 隔月刊 2010年7月

CHINA
IP

最新法規

《特許法実施細則》の解析

裁判官・審査官コラム

三審合一：知的財産権の立体保護資源配置の探究

2009年商標行政再審
案件の審理状況及び
典型的事例の分析



ISSN 1811-4822



9 771811 482002 35 >

ISSN 1811-4822=China intellectual property
定価：2500円(本体2381円+税)